

令和 7 年度第 1 回 杉並区農業委員会 総会

令和 7 年 4 月 23 日（水）

1. 開催日時 令和7年4月23日(水) 16時00分から17時

2. 開催場所 杉並区産業振興センター会議室

3. 出席委員(12人)

会長	13番	秦 孝良			
会長職務代理	5番	飯田 幸弘			
委員	1番	細淵 玉美	8番	篠 清孝	
	2番	蓮見 紳次	9番	井口 源成	
	3番	原 修吉	10番	井口 明	
	4番	野田 一郎	11番	田原 良規	
	6番	原田 映史	12番	鈴木 宗孝	

4. 欠席委員(1人)

委員	7番	小野 実
----	----	------

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	石野 哲夫
事務局次長	瀬端 一哉
事務局書記	岡村 信道
	齊藤 慧
	山口 育生
	櫻井 優奈
	河地 晃祐

6. 議事日程

【協議事項】

- 1 委員の辞任について
- 2 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 4 納税猶予の特例適用農地等該当証明について
- 5 令和7年度第2回杉並ふれあい農業推進絵画コンクールについて

【報告事項】

- 1 農地法第4条・第5条届出書受理の専決処理について
- 2 令和7年度杉並区農業振興予算説明について
- 3 区内農耕地現況について
- 4 令和6年度農地転用届出状況について
- 5 国有農地管理現況について
- 6 その他

7. 議事

○事務局長 それでは、令和7年度第1回農業委員会総会を開始いたします。

本日は協議事項が5件、報告事項がその他を含めて6件ございます。議事進行にご協力よろしくお願いいたします。

本日の欠席委員は小野委員です。

また、本日の署名委員は、井口明委員と田原委員です。よろしくお願いいたします。

では、協議事項に入ります。

議事進行を議長にお渡ししますので、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、協議事項に入ります。

1番、委員の辞任について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 (杉並区農業委員会の辞任について説明)

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、いかがでしょうか。

(協議)

○議長 それでは、同意するということで決定いたします。

続いて、農業委員の補充について事務局から説明をお願いします。

○事務局長 こちら、農業委員の辞任に伴いまして、農業委員が1名欠員となります。法令上、農業委員の補充が必要な場合に関する特に規定はございませんが、欠員が生じたことによりまして、農業委員会の所掌事務を適切に処理できなくなる場合には、速やかに農業委員を任命することが適当であると考えてございます。

この場で、補充についてご協議いただき、決定していただければと思います。

以上です。

○議長 ただいま事務局より説明がありましたが、補充する場合は、推薦期間、公募期間、

候補者評価委員会による評価期間、議会の同意など相当な期間が必要となります。これらを総合的に考慮し、今後の任期約1年4か月は補充の必要はないと考えておりますが、いかがでしょうか。

(協議)

○議長 それでは、欠員は補充しないということで決定したいと思います。

続きまして、地区割分担について事務局から説明をお願いします。

○事務局長 では、次の資料ですが、地区割分担表をご覧ください。

農業委員の辞任に伴う担当地区の割り振りにつきまして、皆様の現在担当されております地域と日数を考慮の上、分担案を作成いたしました。変更部分につきましては赤字で記載をしております。

こちらにつきましても、この場でご協議いただき、決定していただければと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長 ただいま事務局より説明がありましたが、いかがでしょうか。

(協議)

○議長 それでは、地区割分担を分担表のとおり決定いたします。

続きまして2番、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

○事務局長 それでは資料をご覧ください。相続税の納税猶予を適用されている方について、3年毎の確認、証明になります。今回は1件です。

(該当者名、住所、特例適用農地の地番について説明)

(協議)

○議長 それでは、証明書を発行するということで決定いたします。

続きまして、3番、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局から説明をお願いいたします

○事務局長 それでは資料をご覧ください。相続税の納税猶予に関する適格者証明になります。今回は1件です。

(申請年月日、相続開始日、被相続人の氏名、相続人の氏名・住所、該当生産緑地の地番について説明)

(協議)

○議長 それでは、証明書を発行するということで決定いたします。続きまして4番、納

税猶予の特例適用農地等該当証明について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは資料をご覧ください。特例適用農地が現在農地であるかの証明でございます。今回は1件です。

（照会人、照会内容、照会日、照会のあった農地、また、担当委員より現地の様子について説明）

（協議）

○議長 それでは、証明書を発行するということで決定いたします。

続きまして協議事項5番、令和7年度第2回杉並区ふれあい農業推進絵画コンクールについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは、資料5をご覧ください。

昨年度から実施しております杉並ふれあい農業推進絵画コンクールの作品募集要項になります。次ページにはチラシも添付しておりますが、今年度も実施予定としております。要項につきまして、5の賞・賞品が昨年から変更となっております。こちらにつきまして、図書カードの金額が、銀賞は昨年度2,000円から今年度は3,000円、銅賞は昨年度1,000円から2,000円へ増額となっております。加えて、佳作は昨年度賞状のみでありましたが、副賞として1,000円分図書カードを追加しています。募集記事は広報すぎなみとホームページに掲載予定です。応募された絵画につきましては、昨年同様に10月の総会で委員の皆様にて審査していただきますようお願いいたします。入賞した絵画は、農業祭、産業振興センターや区役所にて展示予定としております。ちなみに、昨年度は小学校1～3年生の低学年から17名、4～6年生の高学年から9名、合計26名の応募がありました。私からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

こちらも、昨年同様に実施することによろしいでしょうか。

（協議）

○議長 では、昨年のとおり実施するということで決定いたします。

それでは、報告事項に入ります。報告事項1番、農地法第4条・第5条届出書受理の専決処理について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 （「農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による農地の転用

届の受理通知書発行」7件について、届出年月日、譲受人、譲渡人を報告、土地の所在地、また、担当委員より現地の様子について説明)

○議長 ありがとうございました。それでは、報告のとおりご了承願います。
続きまして、報告事項2番から5番まで、事務局から一括して報告をお願いします。

○事務局長 では報告事項2番、令和7年度杉並区農業振興予算説明についてです。
資料7をご覧ください。こちらは、杉並区の農業振興に関する予算の概要でございます。

事業名は、農業委員会の運営、農業の支援・育成、都市農地確保の3項目でございます。まず、農業委員会の運営です。内容に大きな変更はございませんが、比較増減87,000円となっております。こちらにつきましては、主に農業祭の分担金が増額となっております。

続きまして、農業の支援・育成につきまして、増減3,239,000円の増となっております。こちらにつきましては、地産地消に関する事業や営農活動支援補助金の拡大、また防災兼用農業井戸の補助金の申請があったことによる増加となっております。

続きまして、都市農地確保につきましては、増減マイナス431,000円となっております。こちらにつきましては、農福連携農園にかかる費用の追加があったことに加えて、昨年度は今年度にはない区民農園の一斉更新があったことにより減額となっております。

報告事項2番については以上となります。

続きまして、報告事項3番の区内農耕地現況についてです。資料8をご覧ください。こちら、現況を毎年年度当初に農業委員会へ報告しているものとなっております。令和7年4月1日時点では、総面積が36.21ヘクタール、農家戸数は119戸、前年度に対して、面積は0.03ヘクタールの減、農家戸数については同数となっております。報告事項3番については以上となります。

続きまして、報告事項4番、農地転用届出の状況についてです。資料9をご覧ください。昨年度は4条につきまして48筆、5条につきましては26筆、合計で74筆の農地転用の届出がございました。報告事項4番については以上となります。

最後に、報告事項 5 番、国有農地管理状況についてです。資料10をご覧ください。国有農地管理状況につきましては、農耕貸付が 1 件、1 筆、121 平米、未貸付が 5 件、5 筆、566 平米、最後転用貸付が11件、8 筆で997.07 平米でございます。各土地の内訳は、表に記載のとおりでございます。右下、合計でございますが、17件、14筆、1,684平米となっております。報告事項 5 番につきましては以上となります。

○議長 ありがとうございました。

続きまして、その他の報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 私から 1 点説明いたします。

前回の総会でもお伝えいたしましたが、みどり公園課から依頼が来ております、生産緑地の新規登録と、特定生産緑地の追加の現地確認についてです。現在、調査日程を会長及び担当委員の方々と調整中でございます。5 月中に現地確認を行い、第 2 回総会にて協議予定としておりますので、よろしくお願いいたします。私からは以上です。

○事務局長 続きまして、私から 3 点報告いたします。

お手元に配布しております、全国都市農業フェスティバル2025というチラシをご覧ください。こちら、今年11月15日、16日に都立光が丘公園で開催される予定でございます、杉並区として参加をすることが決定いたしました。前回は、2 年前の令和 5 年に全国24の自治体が集まり、延べ 3 万6,000 人の来場者があったという状況でございます。こちらにつきましては、都市農業の魅力と可能性を、全国の自治体と一体となって発信し、相互に学び合い、都市農業をさらに飛躍させる契機とするために開催するというイベントとなっております。具体的な内容につきましては、2 日間にわたって、即売会のような形で杉並産農産物の販売を行うということと、区職員、農業者などによる意見交換会を行うというものでございます。詳細はこれから主催者である練馬区と詳細を詰めていきますが、杉並産農産物の販売を行うということで、野菜や花卉などを用意する必要があります。これは、農業祭の翌週になりますが、ご協力のほど何とぞよろしくお願いいたします。

続きまして、配布しております国土交通省のプレス発表資料をご覧ください。

背景等の中段以降になりますが、令和 6 年11月 8 日に都市緑地法等の一部を改正

する法律が施行され、都市における緑地の質・量両面からの確保をより一層推進することとしているところ、貴重な都市緑地である生産緑地についても、その昨日をより一層保全していくため、行為制限の対象外となる行為について見直す必要があるということでございました。具体的な内容につきましては、2. 政令の概要です。現在、行為制限の対象外である行為のうち、休憩所、加工工場、直売所、農家レストラン等の施設の設置、管理に係る一定の行為について、行為制限の対象とするという内容となっておりまして、こちらが、交付が4月9日で、施行が5月1日という内容となっております。杉並区で関連することといたしますと、例えば生産緑地上に直売所等を設置する場合は、今まで110平米以下では特に届出は必要ありませんでしたが、今後は区長の許可が必要になるというような内容となっております。こちら、情報提供になります。最後に学校給食への杉並産農産物の利用についてになります。現在、年2回、全校においてイベント形式で杉並産農産物を使用させていただきましたが、それ以外でも、栄養士からできれば地元野菜を使用したいという声をいただいております。昨年度から、日常的に杉並産農産物を使用できるような仕組みを検討してきましたが、皆さんにもまた、今年度もご協力いただきたいと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございます。

全体をとおして委員の皆さまから何かございますでしょうか。

(その他報告なし)

それでは次回は、5月22日木曜日、15時30分開会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして第1回総会を閉会いたします。ありがとうございました。